

酒田地区広域行政組合消防本部では、平成25年8月に京都府福知山市で発生した花火大会の火災を踏まえ、火災予防条例の一部を改正し平成26年8月1日から、催しにおいて火気を使用する露店を開設する場合は、消火器を準備するとともに、消防署への事前届出が必要になりました。

祭礼、縁日、花火大会等 多数の方々が参加される催しに 露店を開設する皆さまへ



消火器の準備

こんろ等の火気を使用する露店を開設する場合は、消火器を準備してください。

【酒田地区広域行政組合火災予防条例第18条】



開設の届出

消火器の準備が必要な露店を開設する場合は、あらかじめ消防署に届出を行ってください。（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

【酒田地区広域行政組合火災予防条例第45条】



※ 「多数の者の集合する催し」とは、不特定多数の人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しで、一定の社会的広がりをもつものを指し、個人、町内会、学校、PTA等が主催する催しについては、上記の届出の必要はありませんが、火気を使用する場合は、消火器を準備されるようお願いします。